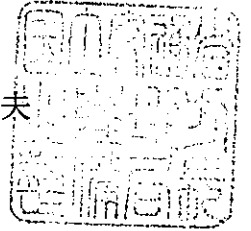


国北整企画第70号  
平成31年2月14日

長野県知事 阿部 守一 殿

国土交通省 北陸地方整備局長

吉岡 幹夫



直轄事業の事業計画等（長野県関連分）について

平素から国土交通省直轄事業の推進にあたり、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、当局における平成30年度第2次補正予算のうち、長野県関連分について、  
別紙のとおりお知らせいたします。

(事業計画等は現時点における予定であり、今後の変更があり得ます。)

事務担当：企画部企画課企画第一係

平成30年度 第2次補正予算 長野県における事業計画 総括表

(単位：千円)

事業区分	負担基本額	地方負担額
河川関係	1,328,096	442,642
道路関係	0	0
公園関係	0	0
港湾関係 (港湾海岸事業を含む。)	0	0
空港関係	0	0
合計	1,328,096	442,642

(注) 端数処理の関係上、合計と一致しないことがある。

平成30年度第2次補正 長野県における事業計画（水管理・国土保全局関係）

（単位：千円）

対象科目	全体事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額							計	地方 負担額	平成30年度事業内容	備考
			内訳										
			工事費	測量設計費	用地費及 補償費	船舶及 機械器具費	附帯工事費	事業委託費	事業車両費				
河川事業			425,000	1,000	0	0	0	0	0	426,000	142,000		
河川改修費			425,000	1,000	0	0	0	0	0	426,000	142,000		
一般河川改修事業			425,000	1,000	0	0	0	0	0	426,000	142,000		
千曲川	直轄管理区間 L=134.9km (千曲川築堤・護岸・河道掘削他)	810	425,000	1,000	0	0	0	0	0	426,000	142,000	屋島地区 浸透対策L=1,300m (平成32年度完成予定) 篠ノ井地区 河道掘削V=12千m3 立ヶ花地区 耐水化 1基 (平成30年度完成予定) 等	
砂防事業			716,886	13,770	0	11,381	0	0	0	742,037	247,344		
砂防事業費			716,886	13,770	0	11,381	0	0	0	742,037	247,344		
信濃川上流水系	流域面積 A=909km2	473	483,000	10,000	0	7,000	0	0	0	500,000	166,666	露沢第2号砂防堰堤(平成32年度完成予定) 丸山砂防堰堤改築(平成32年度完成予定) 寄沢砂防堰堤改築(平成34年度完成予定) 境川溪流保全工(平成32年度完成予定) 等	
信濃川下流水系	流域面積 A=2,275km2	1,411	34,800	3,770	0	290	0	0	0	(1,643,000) 38,860	12,953	中津川上流砂防堰堤群 等	
姫川水系	流域面積 A=722km2	646	199,086	0	0	4,091	0	0	0	(380,000) 203,177	67,725	姫川砂防設備改築(平成32年度完成予定) 来馬河原床固工群改築(平成33年度完成予定) 等	
災害復旧事業			157,100	550	0	2,356	0	0	53	160,059	53,298		
河川等災害復旧費(河川 30災)			157,100	550	0	2,356	0	0	53	160,059	53,298		
千曲川	篠ノ井東福寺地区護岸 L=85m 坂城刃屋原地区護岸 L=40m	2.4	81,197	285	0	1,217	0	0	24	82,723	27,546	篠ノ井東福寺地区:護岸L=72m(平成31年度完成予定) 坂城刃屋原地区:護岸L=34m(平成31年度完成予定)	
犀川	豊科高家地区護岸 L=180m	2.3	75,903	265	0	1,139	0	0	29	77,336	25,752	豊科高家地区:護岸L=153m(平成31年度完成予定)	
			1,298,966	15,320	0	13,737	0	0	53	1,328,096	442,642		

(注) 「負担基本額」の欄については、当該都道府県の負担対象となる額を記載しています。

複数果間でアロケーションがなされる事業については、「負担基本額」欄括弧内、全体事業費に他県分を含む全体額を記載しています。

全体事業費については、事業工程上の必要額を便宜的に記載したものであり、災害の発生状況、毎年度の予算状況、用地・工事の進捗等により変更されることがあります。

地方負担額は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第5条の規定により同法第4条第1項第1号に定める率を基に記載しておりますが、今後同項第2号及び第3号並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第4条に基づき国庫負担率の算出により、地方負担額が減少する可能性があります。